

## 令和7年度第2回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和8年2月16日（月）

午前10時から

場所：知立市中央公民館

第1・第2展示室

### ■委員出席者（計14名、敬称略・順不同）

蔭山英順、高橋敦子、北村信人、池田真弓、福井徹也、杉浦久美子、村上由紀子、塚本三喜子、石田沙織、戸田輝子、加藤俊道、朝倉信哉、大山順子、宇野成佳

### ■委員欠席者（計5名、敬称略・順不同）

豊田かおり、草薨美枝子、近藤雅明、大島稔、伊藤邦子

### ■事務局

子ども課長 久留宮康治、学校教育課主幹 翠 泰由、子ども課 指導保育士 大橋幸代、安藤あゆ美、児童家庭係長 横田敬子、保育係長 小林靖之、子育て支援係長 伊藤彩子、児童家庭係 井上誠士

### ■開会・あいさつ

---

（子ども課児童家庭係井上）

会議開始に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。

会議資料として、「次第」、「事前質問等に対する回答（令和7年度第2回知立市子ども・子育て会議）」、「（資料1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設及び実施について」、「（資料2-1）小規模保育事業の認可及び確認について」、「（資料2-2）A3サイズの図面資料」、「（資料3-1）児童クラブ運営の一部民間委託について」及び「（資料3-2）児童クラブの運営に関するアンケート集計結果」を机上に配付しております。

なお、机上の会議資料のうち、「事前質問等に対する回答（令和7年度第2回知立市子ども・子育て会議）」及び「（資料3-2）児童クラブの運営に関するアンケート集計結果」については、事前配付はしておらず、本日初めて配付させていただく追加の資料となります。

次第や資料がお手元のない委員の方がおみえでしたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、子ども子育て会議の会長であります蔭山様よりご挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

(会長)

おはようございます。

私は、名古屋市の保育行政に長年関わってきましたが、子どもが順調に育っていくためにどうしたらよいかということを考えてきました。そのなかで取り上げたいことは、親の役割についてです。西洋の親子関係と日本の親子関係は随分違います。西洋では、早い時期から、子どもの自己を確立するために、子どもが自分で行うことをとても大切に考えています。日本では、子どもを取り巻く"世間"の概念があり、意識を含め、子どもを見守ってくれる大人たちがいるという文化があります。そういった日本の文化は大切にすべきだと思います。

昨今、日本の児童福祉は、親の一人である母親が働くという条件下で進めていく必要があります。子どもが健全に育つにはどうしたらよいかということと同時に、母親が安心して働くためにはどうしたらよいかを考えて進めてきたと思うのですが、子どもを預かる施策と同様に、母親が働かなくてもいいように給料を上げたらどうなのか。そうすれば、日本の母親は働くのではなく子どもと一緒に過ごす時間を大切にし、子どもは日本的な成長を遂げて望ましい大人になるのではないかと、という夢のようなことを思っておりました。年々、女性が働くことが主流となってきていますが、この状況が本当に親子関係の構築に望ましいのかということ、そろそろしっかり検討しなければならない時期に来たのではないかと最近思っています。日本が西洋文化と同じになってきているこの状況が、日本の子どもの健全な成長に望ましいかどうかは、なかなか答えが出ないことではありますが考えていきたいと思えます。

今回の会議では3つの議題がありますが、積極的に皆様からご意見を頂戴したいと思しますのでよろしくをお願いします。

(子ども課児童家庭係井上)

ありがとうございました。改めまして、皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

なお、年度途中ではございますが、委員に交代がございましたのでお伝えさせていただきます。今回、異動のありました委員としましては、民生・児童委員代表の委員が谷田委員から福井委員に、主任児童委員代表の委員が長谷川委員から杉浦委員にそれぞれ交代となりました。お二人とも、先日、民生・児童委員 主任児童委員の改選により当会議の委員となりました。

お手数ですが、お二人より自己紹介をお願いします。

(新任委員2名による自己紹介)

なお、医師会代表 豊田委員、小中学校校長会代表 大島委員、小中学校PTA代表 草薨委員、市内居住者代表 伊藤委員、刈谷児童相談センター代表 近藤委員につきましては、事前に欠席の連絡を受けております。

委員総数 19 名のところ、本日の出席委員は 14 名であり、その過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第 5 条の規定により、ただ今から令和 7 年度第 2 回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

それでは、これより協議事項に入りたいと思います。ここからの会議進行については会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次第のうち、3 協議事項に入ります。

(1) 特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設及び実施についての協議を行います。

お手元に事前質問等に対する回答及び資料 1 をご用意ください。こちらに基づき、事務局より説明をお願いします。

(子ども課保育係長)

それでは、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

資料 1 の 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における子ども子育て会議の位置付けとあります。

今回、こども誰でも通園制度を実施するにあたり、子ども子育て会議にお諮りする根拠をこちらにお示しさせていただきました。

四角で囲った文章が 2 つございますが、まず上の四角部分の内容につきましては、こども誰でも通園制度を実施するにあたり、知立市が認可する必要がございます。ちなみに認可とは、こども誰でも通園制度を実施するにあたり、実施する施設、今回は保育園となりますが、一定の基準を満たしているかどうかを認める行為ということでございます。認可する施設につきましては、後ほど説明いたしますが、この認可するにあたり、皆様のご意見を頂戴するものでございます。

次に四角で囲った 2 番目の内容でございますが、こども誰でも通園制度の実施するうえでの利用定員について、こちらにつきましても皆様のご意見を頂戴するものでございます。

つづきまして、2 のこども誰でも通園制度とはをご覧ください。

委員の皆様の中には既にこども誰でも通園制度の内容をご理解いただいている方もいらっしゃるかと思います。改めてご説明をさせていただきます。

こども誰でも通園制度は、生後 6 ヶ月から 3 歳未満の未就園児、未就園児とは、保育園や幼稚園などに通っていないお子様となりますが、ひと月 10 時間まで保育園等で遊びや生活の体験をし、こどもの育ちを応援するとともに、保護者への子育て支援も行う事業でございます。なお、こちらの事業につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から全国すべての自治体で実施をする事業となります。

つづきまして、4 の施設・事業の概要をご覧ください。

こちらは知立市でこども誰でも通園制度を実施する場合の運営内容でございます。

まず、実施する施設につきましては、公立の逢妻保育園でございます。

次に、事業の区分としては、一般型乳児等通園支援事業でございます。なお、一般型乳児等通園支援事業とは、逢妻保育園には通常の保育も実施しております。この通常保育を実施している園児とは別に、別の専用スペースを設けて保育を行う方法です。また、別の専用スペースでございますが、こちらは逢妻保育園の遊戯室を活用させていただきたいと考えております。

次に、事業開始予定につきましては、令和8年4月1日となります。対象者につきましては、先ほどご説明したとおりです。補足となりますが、全国で一斉に開始するというのもありまして、市内の方に限らず、市外の方も利用が可能となります。つまり、近隣市町の未就学児が逢妻保育園を利用することが可能であり、また、知立市民の方が市外へ利用すると言ったことも可能となります。

次に利用時間と利用定員です。利用時間につきましては、制度上、月に10時間までとされているなか、知立市においては、1日最大で2時間の利用ができ、月に換算しますと5日間利用することができる仕組みとなっております。利用時間帯は2パターンございまして9時から11時までの2時間で定員は3名、そして、13時30分から15時30分までの2時間で定員は3名、1日で6名の定員となります。

利用料につきましては、1時間あたり300円を保護者様にお願いをしております。2時間利用した場合は、600円となり、月の上限10時間まで利用された場合は3,000円となります。

また、1時間あたり300円が金額の上限となりますが、世帯収入の状況に応じ、減免の規定を設ける予定です。

つづきまして、5の施設・設備等の状況をご覧ください。

こちらは、こども誰でも通園制度を実施にあたり、利用されるお子様の年齢区分に応じ、施設に最低限必要な設備の設置などが必要であり、法律に基づいた最低基準と知立市の状況を記載しております。

まず、実施に対する床面積基準として、利用するお子様が0歳児・1歳児で合計3名の利用があった場合、最低でも9.9㎡の床面積が必要であります。遊戯室の一部を活用するため、9.9㎡以上の床面積が確保できますので、基準は満たすものとなります。

また、2歳児につきましては、屋外遊技場が必要となりますが、こちらにつきましては、逢妻保育園の園庭を活用しますので、9.9㎡以上の面積を確保できますので、基準は満たすものとなります。

最後に6 職員配置の状況をご覧ください。

職員の配置につきましては、非常勤保育士1名の配置を実施してまいります。こちらの1名につきましては、0歳児の配置基準を元にこのような配置といたしました。

なお、配置基準でございますが、0歳児は3名の預かりに対し保育士1名の配置、1歳・2歳児は6名の預かりに対し保育士1名という基準があるため、様々な年齢区分のお子様を利用されたとしても0歳児の配置基準を遵守すれば、適切な保育士の配置ができているとい

う考えのもと1名とし、こちらも基準も満たすものと考えております。

以上で資料1の説明を終わります。

続いて、資料1に対する事前質問を2件いただいておりますので、その回答をさせていただきます。まず1件名の「現在0-1歳児は待機児がいると思いますが、保育士、スペースは大丈夫であるか。」というご質問に対し回答いたします。保育士につきましては、利用人数が最大で3人であることから、0歳児配置基準である保育士1名を配置していきます。

次に2件目の「対象者は満3歳未満であることから、4月に誕生日になる子はどのようにでしょうか。」というご質問に対し回答いたします。満3歳となりましたら、利用することはできなくなります。一時保育や幼稚園など円滑に接続できるよう推進してまいります。

(会長)

説明が終わりました。ここまでの説明で何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(高橋委員)

この制度を利用するときの手順と申し込みの期限はどのようになるのでしょうか。また、保育士さんの配置について、利用者がいる時もない時も常時待機していただけるのでしょうか。

(子ども課保育係長)

ご質問ありがとうございます。まず、手続きにつきましては、国が用意する全国共通のシステムを用いて、保護者と利用児童の氏名、住所、利用したい日時等を入力いただき、オンラインで申請ができるようにしていきたいと考えております。4月1日から事業を開始することになるのですが、現在は、3月の中旬あたりから申込みの受け付けを開始させていただきたいと考えております。受付の詳細については、3月1日号の広報に掲載させていただくことを考えております。

ただ、実は、いまだに国の方からシステムの提供がない状況でして、こちらもやきもきしているところです。

なお、初めて利用する方については、申し込みが終わった後に一度、逢妻保育園に面接をお願いしたいと思います。この面接は、利用日より前に行っていただきたいと思うので、4月1日に利用したい方の場合、3月までに行っていただくこととなります。面接の案内については、システムで申込を受け付けた後にご案内をさせていただきたいと思います。

また、保育士の配置について、基本的には常時1名は配置できるように整備はしております。お申込みをされた当日に利用したいということは、面接の兼ね合いもあるためなかなか難しいですが、利用者がゼロだったとしても保育士が配置できれば、そのあたりの体制については少し考えさせていただきたいと思っています。

(高橋委員)

利用したい日の何日前までに申込みをしなければならないという期限はまだ決まっていないということですか。

(子ども課保育係長)

制度を開始する4月に利用したい場合、3月の中旬から受付を開始する予定ですが、その他の月に利用したい場合、原則として前々月の1日を申込み期限とすることを予定しています。しかし、この場合、5月に利用したい場合、3月1日までに申込みをしなければならないことになってしまうため5月の利用に係る申込み期限はまだ検討中です。

(高橋委員)

保育園側から、この制度の運用について注文等はありませんか。

(子ども課保育係長)

事業を行う保育園では一時保育事業も実施しており、一時保育の現場で働いている保育士さんが多く在籍していることから、運用面に関しては比較的慣れているかなという印象です。先ほどご説明しました事前の面接につきましても、一時保育でも行っているため、流れもある程度把握されているのかなと思います。

ただ、1つ懸念していることが、国から提供される予定の申請受付システムの操作手順等が現時点でまだ示されていないため、システムの操作に不安が残っていると感じます。

(子ども課指導保育士 大橋)

保育園の職員のことについて、先ほど保育係長からもお話ししたとおり、事業を行う園は一時保育をやっておりますので、持ち物や保護者へ渡す手紙などについてはすでに園のほうで考えていただいております。ただ、事前面接を行う時期については、園の都合もありますので、期間を限定させてもらえないかというところを、体制の面でお願しているところです。

(北村委員)

この制度は、国からの指示でやらざるを得ないこととなった制度であり、子ども課は大変だったと思います。「一時預かり」と「こども誰でも通園制度」の違いを整理しますと、「一時預かり」は、保護者のための制度であるのに対し、「こども誰でも通園制度」は、子どものための制度であり、子どもが保育園への通園を体験するための制度です。このため、「こども誰でも通園制度」は、保護者が仕事をしているかどうかを問わず、また、保護者が子どもと一緒に保育園にいることも可能となっています。事前に面接を行う主旨は、子どもは環境に大きく影響を受けるため、様々なトラブルが起こらないようにするためということだと思います。

最初にこの制度の名称を聞いたとき、誰でも保育園に入れる制度なのかと思いましたが、今はこういうことかと思っています。また、この制度には満3歳までという区切りがあり、4月に3歳の誕生日が到来すると、知立市の保育所において、1号認定では満3歳では保育園には通えないこととなりますので、そういった場合の受け入れ先について心配しています。

それから気になったこととして、資料1の項目4のうち対象者について「"保育園等"に通っていない…」と記載がありますが、「保育園」って誰でも名乗れるんです。幼稚園はちゃんと認可を受けていないと名乗れないんですが、保育園は認可を受けなくても名乗れる。これにより、無認可の保育園に通っている方が、自分はこの制度を使うことができないと勘違いしてしまうかもしれないので、できれば、対象者の説明記載を「"認可保育所"に通っていない…」といったように区別した記載にさせていただけると良いと思います。大変な制度だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

(会長)

この制度は、障がい児の利用が可能となっていますか。

(子ども課長)

障がいを理由に利用をお断りするということとはございません。ただ、様々な配慮が必需な中で施設内で実施できることも条件がありますので、こういった状況なのかを確認させていただいた上で、受入れさせていただくかの検討はさせていただくこととなります。

(会長)

3歳未満という、とても手がかかる時期だと思います。現在考えている職員配置で実施していけるのでしょうか。

(子ども課長)

今回、こども誰でも通園制度を逢妻保育園で実施いたしますが、先程、保育係長が説明したのは、「専任」という形での職員の配置でございます。逢妻保育園では、通常保育と一時保育を実施しており、専任職員とは別に弾力的に職員を配置できるよう、職員を兼務という形での運営も必要な場合は行うことを考えております。

(会長)

他にありませんか。ないようであれば、次の協議事項に移らせていただきます。  
次第の(2)小規模保育事業の認可及び確認についての協議を行います。  
お手元に事前質問等に対する回答、資料2-1及び資料2-2をご用意ください。  
こちらに基づき、事務局より説明をお願いします。

(子ども課保育係長)

それでは、協議事項（２）の小規模保育事業の認可及び確認につきまして、まず、小規模保育事業とは、０歳から２歳で定員１９名以下の保育所のことを言います。今回、新たな小規模保育事業を認可に至ったことといたしましては、知立市では毎年４月１日現在の待機児童数は『０』としておりますが、４月１日以降の年度の途中におきましては、待機児童が発生し、毎年その数が増加傾向にあります。特に０歳児・１歳児が、年度途中の待機児童を抱えていることから、解消を図っていきたいというものがございます。

それでは、資料２－１及びご参考までに資料２－２の図面もご覧ください。

まず資料２－１の１ 小規模保育事業の認可及び特定地域型保育事業における子ども・子育て会議の位置付けとあります。

こちらにつきましては、先ほどのこども誰でも通園制度と同じような内容となりますが、子ども・子育て会議にお諮りし、委員の皆様方からご意見をお伺いことの根拠をこちらにお示しております。内容につきましては、先ほどと重複いたしますので、次に移りたいと思います。

つづきまして、２の施設・事業の概要をご覧ください。

施設・事業種類としては、小規模保育事業Ａ型です。なお、Ａ型とは、全員が保育士資格を持つ職員で構成され、また、保育士の配置が１名多い、手厚い家庭的な保育が特徴です。

次に設置・運営主体は、株式会社名鉄スマイルプラス、施設・事業所名は、めいてつ保育ステーション知立ぼっぼ園、所在地は知立市本町本地内で、具体的な場所は知立駅付近でございます。

事業開始予定は、先ほどの年度途中の待機児童解消を図る観点から令和８年６月１日でお願ひさせていただきたいと思ひます。

次に、定員につきましては、小規模保育事業で実施できる最大限の定員１９名といたしました。内訳といたしましては、０歳児・１歳児はそれぞれ６名、２歳児は７名です。

続きまして、３の施設・設備等の状況をご覧ください。こちらは併せて資料２－２の図面もご参照いただきたいと思います。

こちらは、小規模保育事業を実施にあたり、施設に最低限必要な設備の設置などが必要であり、法律に基づいたその最低基準と認可予定施設の状況を記載しております。

まず、実施に対する床面積基準として、０歳児・１歳児でそれぞれ６名の保育を実施する場合は、法律に基づいたその最低基準は合計で $39.6\text{ m}^2$ が必要となります。資料２－２の図面上でも確認できますが、認可予定施設の床面積は $41.3\text{ m}^2$ となり、基準は満たすものと確認が出来ます。そのような考えのもと、次の２歳児におきましても、基準を満たしているものとなっております。また、２歳児につきましては、屋外遊技場が必要となりますが、施設に園庭がないため、付近の公園を活用いたします。

調理室や調理設備は専用調理室を確保し、便所も図面上確認できることから、保育をする上での設備面においては、基準を満たすものと確認をしております。

最後に４ 職員配置の状況をご覧ください。

改めて配置基準の確認となりますが、０歳は３名の預かりに対し保育士１名の配置、１歳

と2歳は6名の預かりに対し保育士1名という基準がございます。

こちらを今回の19名の定員に置換えますと0歳は保育士2名、1歳・2歳は2.1名、そして小規模保育事業A型は、先ほどの配置基準に加え、もう1名の保育士配置が義務づけられているため、合計として5.1名、実質は6名の保育士配置が最低限必要となります。

今回、認可予定施設は9名の配置を予定しており、こちらも基準をみたしているものとなります。また、管理者、調理員につきましても配置基準以上の配置を予定しておりますことを確認しております。

以上で資料2-1及び資料2-2の説明を終わります。

続いて、資料に対する事前質問を4件いただいておりますので、その回答をさせていただきます。まず1件名の「園長の経歴をお知らせください。施設の立地（住所）をお知らせください。年間補助額予算"園庭はありますか。」というご質問の回答をいたします。

園長経歴のお示しはまだありません。他の名鉄グループ園で働く園長を当園の園長とする予定と聞いております。施設の立地については、知立市本町本86番1となります。年間補助額予算は、今後議会へ上程していきませんが、公定価格に基づく施設型給付費等扶助費を要求しています。

2件目の「保育時間は何時から何時ですか。土曜保育は実施されますか。」というご質問の回答をいたします。

保育時間は7時30分から18時30分であり、土曜日保育も実施されます。

3件目の「園庭はありますか。無い場合、場所、移動時間、安全対策（遊具、通路）の予定はどうなっているか。」というご質問の回答をいたします。

園庭はありません。本町公園、池端公園、堀切公園を予定しており、移動時間は5分から15分程度を想定しています。安全対策として、園児は園児用カートに乗せ交通量が多い大通り沿いを通らないよう指導してまいります。なお、今申し上げた公園は、市内のなかよし保育園さんが活用されている公園となりますので、なかよし保育園さんに交通上のルートや安全対策をしっかりと確認させていただきたいと思っております。

4件目の「保育士の平均経験年数」についてのご質問の回答をいたします。

現在、保育士を募集中と伺っておりますので、現状は不明です。以上となります。

（会長）

説明が終わりました。ここまでの説明で何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

（会長）

私から一点よろしいでしょうか。現在は設計の段階であり工事はまだ始まっていないということよろしいでしょうか。

（子ども課保育係長）

先週あたりから着工しております。

(会長)

要望として、全フロアを撮影できる監視カメラの設置をぜひお願いしたいです。

実は、私は、保育士の虐待事件の調査を行っています。保育士に対し聞き取りを行っても「やっていない」と言われ殆どの場合、証拠不十分で無罪放免となっています。その上で、職員の行動の客観的な証拠となる監視カメラは非常に大事だと思うからです。ぜひ、監視カメラの設置を検討いただけないでしょうか。

(子ども課保育係長)

施設側と協議を行い要望等を行っていきたいと思います。

(北村委員)

施設の改装費についても全額補助がでるのでしょうか。

(子ども課保育係長)

施設の改装費につきましては、国の予算と市からも一部補助を行う予定です。

(北村委員)

園庭がないことによる安全対策と、公園にいる時の安全対策を受けているかということを中心に心配しています。私は、愛知県の保育所設置認可に関わる部会で委員を務めていますが、公園までの通路はどこを歩いていくのか、安全が担保されているのかということを図面や写真で示してもらっています。また、公園では安全対策をどうするのかということも考えなければなりません。保育園はフェンス等で囲われているので不審者が入りにくいんですが、公園はオープンなので、不審者が入りやすいです。また、他のお子さんも公園を利用しますが、他のお子さんや園児が加害者になってしまわないため、監視員を1人置くという安全対策も必要となります。監視員は女性である場合が多いですが、男性が走ってきたら止められるのかなとも思います。

滋賀県大津市の事件を覚えているかと思います。車が園児に突っ込み、ぶつかった園児が亡くなられてしまった事件です。こういったことが起こってからでは遅いので、なかよし保育園さんが利用しているから大丈夫だとするのではなく、安全対策に気を付けていただきたいと思います。

それと、保育士構成に関して、4月1日から開始する上で保育士に対する研修実施等、事前準備は予定されているのでしょうか。事業を実施する上で、施設の使い方、環境や危険個所のチェック等をおこなっていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

(子ども課保育係長)

ご意見ありがとうございます。まず、安全面につきましてはおっしゃるとおりだと思います。今一度、公園までのルート等についてしっかり協議させていただき、どの道を通るのか、書面上で確認できるような体制をとっていきたいと思います。研修につきましてもご指摘の通りかと思いますが、研修については、私も今気づいたところでございます。早急に認可予定の施設とどのような形で研修を行っていくのか、また、この会議で事前に研修を実施するほうが望ましいというご意見をいただいたということも伝えた上で調整を図っていきたいと思います。

(子ども課長)

少し補足させていただきます。現時点で、6月1日からお預かりを始める予定とさせていただいておりますので、認可予定の施設は、採用活動を既にやられていると思います。北村委員がおっしゃられた準備について、認可予定の施設に対し事業実施までに行えるようご案内等はさせていただきたいと思っております。

(会長)

子どもの発達の専門家としては、近くで自由に伸び伸びと遊べるのが良いと思います。しかし、殆どの施設が自前で園庭を持つことができなくなってきており、昨今、自前の園庭の代わりに、近くの公園へ行けば良いと考え保育施設の認可申請をします。ここ10年くらいで園庭を自前で持つ施設が減ってきており、この状況が常識化してきていることが非常に心配です。土地が値上がりしており園庭を取得しづらくなってきている事情があるのですが、子どもの将来のことを考えた上で保育に当たるという覚悟を持って保育事業を実施していただきたいです。

知立市は、遊戯スペースを自前で持つ施設があるという状況になってほしいです。

(会長)

他にありませんか。ないようであれば、次の協議事項に移らせていただきます。次第の(3)児童クラブ運営の一部民間委託についての協議を行います。お手元に事前質問等に対する回答、資料3-1及び資料3-2をご用意ください。こちらに基づき、事務局より説明をお願いします。

(子ども課児童家庭係長)

それでは、資料3-1をご覧ください。

まず、放課後児童クラブの現状についてご説明いたします。

知立市では、近年、共働き世帯の増加に伴いクラブ利用児童数は増加の一途をたどっており、夏休み中の利用について日によっては児童1人当たりの面積基準1.65㎡を下回る恐れのあるクラブもあることから、喫緊に対応する必要があります。

さらには職員の資格要件化に伴う専門性が高まり、人材確保が課題となっています。

一方で、子どもの目線では、支援の必要な子どもの増加や多様な体験・活動による充実した居場所づくりが求められ、また保護者の目線では、地域の労働環境から祝日の開所及び最大午前7時30分から午後7時までクラブで過ごすことになる夏休み期間中における昼食の提供等のサービスについて要望があります。

これら課題の解決には、市直営の対応では限界に達することが見込まれ、ノウハウを持つ業者に委託することにより、サービスの向上、更なる安心・安全な運営や専門知識を活かした支援員への指導等が期待できます。

次に、委託に向けたスケジュールについてご説明いたします。

令和8年度に夏季休業日のみ猿渡・南児童クラブの一部を民間事業者へ委託を行い、令和9年度～11年度に5小学校区400名（10支援単位）を民間委託し、2小学校区120名（3支援単位）を直営にて運営を継続する予定としております。

次に、受託者の選定方法についてです。

契約にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により業者を選定します。これにより、放課後児童クラブの運営に際し、祝日の開所、夏休み中の昼食の配食、利用児童の興味・関心に配慮し、様々な体験活動などを取り入れた提供プログラムの構築や支援員の資質向上等、市が目指そうとする放課後児童クラブの質的拡充に資する事業者を選定できます。

次に、委託に伴う変更についてご説明いたします。

委託化以降も実施主体（監督者）は知立市ですので、条例・規則により定めている開所場所・時間、利用料金等に変更はなくこれまでどおりの利用が可能です。委託化により祝日開所や夏休み中の配食サービスに加え、登退所管理のICT化等保護者のニーズの高いサービスを提供することが可能になります。また、現在市で任用している会計年度任用職員のうち、雇用の継続を希望する職員については、受託者において雇用することを仕様書に条件付け、継続して市内児童クラブに勤務することも想定しています。

今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の子ども・子育て会議にて、皆様からのご意見を聴取させていただいた後、6月にプロポーザル実施要領等を公表いたします。8月上旬にプロポーザル参加事業者によるプレゼンテーションを行い、8月下旬に業者決定し、9月に契約を締結いたします。その後、約半年間の準備期間を経て、令和9年4月に運営を受託者に移行していく予定となっております。

次に、資料3-2をご覧ください。こちらは、児童クラブの運営に関するアンケート結果をまとめた資料となりますが、アンケート回答期間を1月末までとしており、回答結果の集計をしていたため資料の事前送付はさせていただいておりませんが、集計結果がまとまりましたので本日はご説明をさせていただきます。

アンケートは令和8年1月13日から26日までの2週間の間で、児童クラブを利用している世帯に対して行いました。

アンケート回答数は339件で、登録児童数1,122人に対して30%の回答率となっています。実際の11月末の利用数は597名ですので利用世帯6割の方に回答していただけたと解

積しております。

P 2、3は設問内容になっています。設問数は19問あり、問1、2では属性を尋ね、問3では児童クラブで楽しく過ごしているか、問5～問12ではクラブへ満足度として「活動内容」、「支援員の質」、「施設・設備」、「総合満足度」を尋ねています。問13～問17ではクラブ運営について望むことを尋ね、問18では民間事業者へ委託することの是非を尋ねました。

P 4からは主な部分についての抜粋となります。問3の児童クラブで楽しく過ごしているかの設問では、「そう思う」、「おおむねそう思う」が併せて73.4%となっており、多くのお子さんが楽しく過ごしていることがわかります。さらに、P 6の総合満足度については、「満足」「概ね満足」が76.7%と多くの方に満足いただいております、総合満足度に影響を及ぼす要因を相関関係でみると、支援員の質が最も総合満足度に影響を与えており、次に活動内容、施設・設備と続いていることから、満足度を決定づける要因は、「施設」よりも「支援員の質や活動内容」であると示唆されました。

次にP 7の今後の運営で重要視することについては、長寿休業日中の昼食の提供のニーズが一番多く、祝日の開所など現在の運営では対応しきれないニーズや、遊び、行事を充実するなどの体験の多様化も求められていることがわかりました。

これらのニーズに応えるため、クラブを民間へ委託することについては、委託を容認する回答が56.9%、「こだわりがない」と回答した30.1%を合わせると、約9割の方が委託について容認するという結果となりました。

最後に、P 8で自由意見をまとめました。上段は、条件付き賛成の自由記載として多いものになります。

昼食の提供や、活動内容の充実への意見が多く、傾向として、現状の運営への信頼を基盤に利便性の向上や付加価値の創出を求める傾向が伺えました。下段は、委託への反対層の意見をまとめたものになります。多いものとしては、委託になることによる現状の支援員が交代してしまうことへの懸念、利益優先による質の低下、民間委託することで利用料が上がってしまうことへの懸念が挙げられています。

これらの層への合意形成には、支援員の雇用継続体制や市の管理体制の仕組みなどの良いところは残し、足りないところを民間の力で解決していくことを丁寧に説明していくことが必要であると考えられます。

以上で資料3-1及び3-2の説明を終わります。

次に、3件の事前質問に対し回答させていただきます。

まず、「契約は指定管理ですか。その場合契約は何年ですか。」というご質問に対し回答いたします。先ほどご説明をさせていただきましたが、契約は指定管理ではなく業務の一部委託となります。選定には、公務型プロポーザル方式を取り、委託契約の期間は3年間となります。

次に、「利用者は増加していますが、施設の増加予定はありますか。」というご質問に回答いたします。特に利用者が集中する夏季休業日において、定員超過が見込まれるクラブに関しては、先ほどご説明させていただきましたとおり、令和8年度は、猿渡児童クラブと南児

童クラブの一部を市内集合施設を整備して利用の調整を図っていきます。また、庁内の会議体である公共施設マネジメント委員会において、児童クラブの施設を含め検討しています。

最後に、「他市の動向は。また、参考とした市町村があればお知らせください。」というご質問に対し回答いたします。県内では6割を超える市町村が業務の全部または一部の委託を開始しています。委託を開始するにあたり、既に事業を実施している豊明市への視察を行いました。また、西尾市、あま市等今年度委託を開始した自治体へ聞き取りを行いました。以上となります。

(会長)

説明が終わりました。ここまでの説明で何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(北村委員)

児童クラブでのいじめ問題が取り沙汰されたりします。先程の議題で監視カメラの必要性を言いましたが、自身が運営する保育園では監視カメラを設置しています。それは、保育士による虐待のリスクを下げるためだけではありません。何か事故が起きたときに、保護者に対し事故が起こった理由等を説明しやすくなるためという理由もあります。保育士は1人で何十人もの子どもを看なければなりません。事故が起こった瞬間を見ていなかったのかと言われる方がいますが、全ての瞬間を見ることはできません。その時に監視カメラがあると保護者への説明がしやすくなります。事故を隠すのではなく、オープンにしていこうとしてきました。それをやると、いろんな改善ができたり、保護者も納得していただけたりします。児童クラブでも相当の人数の児童を少数で看ると思うので、できれば、監視カメラを設置していただけたら良いなと思います。

また、長期休暇中の昼食提供がすごく望まれているんですけど、自身が運営する園ではお弁当の日を設けており、これにより、保護者が子どもを預けているという意識を持ち、子どもに愛情を感じる機会となっていると思います。子どもを預けっぱなしの状態にならないためにも、毎日ではなくて良いと思いますが、保護者がお弁当を作る日というのを設けても良いのではないかと思います。

それと、視察の評価を聞きたいです。視察先の状況がどうだったのか、注意点等もご報告いただけると良いと思います。

(高橋委員)

直営での運営が継続される児童クラブが2箇所あるということですが、それはどのクラブでしょうか。

(子ども課長)

保護者やクラブで働いている方々にもまだお伝えしていないため、固有名詞でのお伝えは避けたいと思いますが、児童センターの中で児童クラブを運営しているところ、つまり、同

じ建物の中で児童センターと児童クラブを併用で運営しているところが市内に2箇所ございます。児童センターについては委託は行わず今後も直営を継続していきます。児童センターの中で児童クラブをやっている施設については、管理区分や責任の所在の面から委託を実施しないということとなります。

(高橋委員)

直営を継続するクラブと委託を行うクラブとで、実施内容に差が出てしまうと保護者の方から不満が出てしまうことが懸念されますが、その辺りについてはどのように考えられているでしょうか。

(子ども課長)

ご指摘の通り、市の都合で委託と直営に分けた結果、提供内容に差が出てはいけないというふうに認識しております。また、庁内の会議においても同様の指摘を受けているところです。例えば、先程、児童家庭係長がご説明しました配食サービスにつきましても、委託業者の施設だけが行うことは想定しておりません。また、委託業者はプロポーザルによる提案方式にて決定していくのですが、そのなかで、直営のクラブと提供内容に差が出ないような配慮をしていただくこともご提案いただきたいと思います。と思っています。

(高橋委員)

他に、民間委託をすることで利用料の値上げを心配する意見が出ていますが、そのあたりもうまく調整をされるということでしょうか。

(子ども課長)

今回予定している委託というのは、あくまで業務の一部委託ということでございまして、クラブの利用許可、退所決定、育成料の徴収等については、委託後も引き続き市にて実施してまいります。また、クラブの管理規程についてはすべてのクラブ共通で市が作成をするため、最終的な決定者、施設の運営面における責任者については、すべてのクラブ共通で引き続き市となります。このため、提供するサービス内容と育成料のどちらについても、直営のクラブと委託するクラブとで差が出ないようにする予定をしております。

(高橋委員)

先程、北村委員からもご意見がありましたが、昨今、児童クラブでのいじめであったり、支援員による性的虐待が大きく取り上げられています。

市外ではありますが、私の孫も児童センターに通っています。児童センターに通う前までは、学校が終わった後も夕方頃まで親の迎えを待つ孫が少しかわいそうかなと思ったりもしました。しかし、孫から話を聞くと、児童センター内では本当にいろんな遊びを提供してもらえているとのことでした。遊び相手がいて、遊び道具も豊富とのことでした。ボードゲーム

ひとつ取っても知らないものが無くなる程遊んできてくれているとのことであり、すごく世界が広がったようなので、児童クラブの充実をぜひ図っていただきたいと思っております。

ただ一方で、アンケート結果でも支援員の質に触れる意見が出ていますが、いじめや児童への性的虐待等について保護者はとても心配に思っていると思います。そのあたりの管理については、市のほうでしっかり行っていただきたいです。

(会長)

最後に、私から要望したいことがあります。

せっかくアンケート調査を行ったのですから、調査結果を提示するだけでなく、その結果をどう感じ、どうしていこうと考えているのかということも資料に記載いただきたいからです。市が行う他の調査においても、数値的な結果報告だけで終わってしまうことが多いです。

今回、幸いにも、口頭では調査結果の分析と市のお考えの説明がありましたが、資料には記載されていません。今後は、数値等だけではなく分析内容やそれを受けてどうしていこうと考えているのかについても資料に記載いただきたいです。よろしくお願いします。

(子ども課長)

分析結果等も資料にお示しした上で議論していただけるようにしてまいりたいと思います。

(会長)

その他に、本日の議題のなかで何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

無いようであれば本日予定していた議題はすべて終了しましたが、事務局より何か連絡等がありましたらお願いします。

(子ども課長)

「事前質問等に対する回答②」という資料を配付させていただいております。こちらは、今回の議題に直接関係する内容ではございませんが、事前にご質問いただいた3件の内容をまとめたものとなります。

ご質問について、順番に回答させていただきます。

まず1つ目の「こどもの自殺者が令和7年に600人以上いると国の報告がありました。いじめは減っていないようですが、現状の対策による評価をお知らせください。」というご質問に回答いたします。

いじめの数、すなわちいじめの認知数が減っていないことは、子どもたちが正直に悩みを伝えることができていること、教師が積極的に「いじめ」ととらえて対応しているという点において評価できると考えます。今後も、被害者の気持ちに寄り添い、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめが起こりにくい学級・学年経営に努めます。という回答を教育委員会よりいただいております。

続いて、「架け橋プログラムのスケジュールがあればお知らせください。小学校は知ってい

ますか。」というご質問に対して回答いたします。

まず、子ども課の回答としまして、プログラム作成の予定はありませんが、お互いのカリキュラムを確認し、現在行っている活動を継続できるような仕組みを考えていきたいと思えます。また、その際に各園で小学校への見学をお願いをしていくことも今後考えていきたいと思えます。

次に、教育委員会からは、架け橋プログラムについては、策定に向けて検討しているところです。幼保小の連携については、各校と近隣の園との交流、学校教育課が依頼して実施する幼保小連絡会、教員の保育体験、就学相談に小学校の特支教育コーディネーターが参加など、園の先生が学校の授業参観など、できるところから少しずつ実施しています。と回答いただいております。

最後に、「災害対策として、各保育園に計画を作るように指示がありますが、知立市としての対策はありますか。また、避難所の想定人数、日数はありますか。」というご質問に対して回答いたします。

公立保育園全体のマニュアルがあり、それに基づいて対策していくようになっています。避難所については所管が安心安全課となりますが、避難所の収容可能人数等について、別添の資料にて示されております。なお、こちらの資料は、地域防災計画の資料編として公表されているものとなります。以上です。

(会長)

子どもの自殺についてお話しがありましたが、子どもの自殺については原因不明のケースが多いんです。自殺の原因が分からないということは、親が子どもの心を捉えられていないのではないかと考えてならないです。親に話を聞くと、自殺してしまった子は救えたのではないのかとも思います。知立市には、自殺を未然に防ぐための委員会等はあるのでしょうか。

(子ども課長)

健康増進課にて、自殺対策に関し計画を策定し実施しているところです。

先頃、市職員向けにゲートキーパー研修というものが実施されております。市職員は窓口や電話で対応することが多く市民の方にとって身近な存在かと思えます。これという対策ではありませんが、窓口となる市職員が聞き取る、相手の様子を見るといったことから異変を感じとり、支援機関に繋げるということが大切だと思っております。

(北村委員)

以前からお願いしていることなのですが、臨床心理士の各施設への常勤化をしてほしいです。表現力が乏しい幼い子どもの場合、相談する上で臨床心理士の手が必要です。また、特に、性的虐待を受けている子どもにとっては、安心できる人でなければ相談することができません。スケジュールが決まっていて週に2回しか来ない人に相談することができるでしょうか。また、相談の予約を取った時点で、先生から「なぜ予約を取ったのか。どんな相談内容

なのか。」と干渉されると思います。その時点でアウトだと思います。

また、感情形成が十分でなくトラブルの多い子どもに対するケアも必要だと思いますし、子どもの自殺を発生させないためにも、是非、予算を組んで臨床心理士の常駐化をしていただきたいです。

(会長)

他にありませんか。

ないようであれば、本日の会議はこれで終了したいと思います。

事務局から何か連絡等がありましたらお願いします。

(子ども課児童家庭係井上)

一点、ご連絡させていただきます。

来月令和8年3月をもって、当会議における皆さんの委員としての任期が満了となります。これにより、次期2年間の会議委員が改選となります。なお、会議委員は再選が可能となっておりますが、皆様のなかには、充て職にて会議委員となっていたいただいている方もいらっしゃいます。人事異動等によりお立場が変わり会議委員の区分に該当しないこととなった場合、お手数ですが、事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、次回の会議は5月下旬頃を予定しております。委員にご就任いただけましたら、開催前に会議日時等をご案内させていただきます。

事務局からの連絡は以上です。改めまして、本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。